

平成27年度 教育委員会 第8回定例会 議案

1 日 時 平成27年7月22日(水) 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

<非>第10号議案 教職員の懲戒処分 …… 非

<非>第11号議案 「静岡県いじめ問題連絡協議会」の委員の変更 …… 非

<非>第12号議案 静岡県立中央図書館協議会委員の任命 …… 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第8回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
配付 のみ	静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定	1
	県教育長と市町長との意見交換会	2
	静岡県教育情報化推進ワークショップ 2015	4
	第2回しずおか型コミュニティ・スクール推進会議	5
	第2回県立青少年教育施設等安全対策委員会報告	6
	静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を改正する規則の制定	8
1	<非>平成28年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領	非
2	<非>平成28年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領	非

(件 名)

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定

(教育総務課)

1 改正の理由

年金制度の安定性や公平性を確保し、公的年金に対する国民の信頼を高めることを目的に、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「年金一元化法」）により、平成 27 年 10 月 1 日から、共済年金が厚生年金に統一される。

これに伴う地方公務員等共済組合法の改正により障害共済年金に関する一部条項が削除されたため、本規則の退職手当の請求に係る規定のうち、障害の状態について引用している地方公務員等共済組合法第 84 条第 2 項を厚生年金保険法第 47 条第 2 項に改める改正を行う。

2 改正の内容

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則第 5 条第 1 項において退職手当の請求について規定しており、障害の状態について引用している地方公務員等共済組合法の規定を、厚生年金保険法の規定に改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当の請求)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病により退職した者については、病名、傷病の程度および経過状況を明らかにし得る医師 2 名（内 1 名は公共医療機関の医師たること。）の診断書</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(退職手当の請求)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病により退職した者については、病名、傷病の程度および経過状況を明らかにし得る医師 2 名（内 1 名は公共医療機関の医師たること。）の診断書</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

3 関係法令抜粋

○地方公務員等共済組合法第 84 条第 2 項（障害共済年金の受給権者）

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級、2 級及び 3 級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

○厚生年金保険法第 47 条第 2 項（障害厚生年金の受給権者）

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級、2 級及び 3 級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

4 施行期日 平成 27 年 10 月 1 日

県教育長と市町長との意見交換会

(教育総務課)

県教育長と市町長との意見交換会が開催されたのでその内容について報告する

1 日時・場所等

日時 平成27年7月10日(金) 午後3時15分から4時15分
場所 ホテルセンチュリー静岡 5階「センチュリールーム」
参加者 23市長、6町長
県教育長、教育次長、教育監、関係課長

2 意見交換の内容

市 町	内 容
県教育長	いじめ、不登校、少子高齢化、教育格差等教育界だけでは解決が難しい問題が数多い 若い人の夢を育むことのできる教育をしたい 小・中・高そして大学と縦の連携を考えていきたい 家庭、学校、地域、総ぐるみでの対応を要するケースが増えてきた 老朽化した学校施設の整備も重要課題 現場を見る、聞く、話すことによって施策を提案していきたい 静岡の歴史、文化、産業を学んでほしい。キャリア教育は重要 他県、海外へも出てほしい。県民総サポーター制度を提案した。次世代へつなげる教育にはそんな仕組みづくりが大事。 皆様と積極的に意見交換し共通の理念を持って静岡県を推進していきたい
御前崎町	教員を増やしてほしい
伊豆市	県全体で教育目標が共有されているか 将来基幹となる産業(伊豆ならサービス業)はどれか、そこを目標に人材育成する必要がある。そこの認識がずれているといけない。県総合教育会議に市町長も加えてほしいということの真意はそこにある
牧之原市	施設や教育内容は市町の役割だが、郷土のことを教えたくても、郷土のことがわかる教員がいない。教員採用に市町も関与させてほしい
島田市	努力(統廃合)すればするほど教職員を減らされる。現場を知り現場を大事にしてほしい 国・県から来る文書が多過ぎる
県教育長	教育目標は共通理解した上で進める必要がある 今日の宿題を整理整頓した上で今後、相談させていただく
三島市	毎年度はじめに課題共有のための会合を設けてほしい 道徳教育、家庭教育をどう進めるか。情報提供をしてほしい
伊豆の国市	力強い地域を作るためには職業教育が大切。技術者の育成を考えていく必要がある。それがバランスのとれた社会をつくることになる

富士市	児童生徒の問題行動について県として状況を把握しているか
下田市	社会を支える人材、地域産業を支える人材育成が必要 伊豆の若者が基幹産業の観光に就かない。職業教育がされていない 市では土木系技師を採用したくてもいない。技師の確保、育成は重要。 県内の大学あるいは工業高校における育成がなされていない。
島田市	静岡式35人学級は素晴らしいが人と予算あつての制度 現場としては級外の教員がいたほうが融通がきく
県教育長	職業教育については高大連携も含めて、関係機関と連携していきたい 学校の教員の多忙化、特に特別支援学校の先生は忙しい。現状を分析し、教育に専念できる環境を整えることが大事 家庭教育の自主性を尊重しつつ地域全体で家庭教育を支援していく
県教育監	教員の採用や育成について、市町独自の対応をされているところもあると聞いている 各市町の総合教育会議で何がテーマになっているか等情報を把握して共有していかななくてはならないと考えている。 35人学級については状況は聞いている。県単独措置を行っているが、足りない部分等状況を把握し改善に努めていきたい
袋井市	足りないので各市町単独で人件費を計上している現状がある。本来は県がやるべきこと まず、一度調査をして現実をしっかりとつかみ、県財政当局や文部科学省との予算折衝の材料にしてほしい
県教育監	しっかりと把握した上で県の役割を考え対応を検討したい
伊東市	調査した結果を市長会に提供してほしい
御殿場市	学校の先生も教育委員会もよく頑張っている 首長ができることは教員の教育上の権威を守ること。様々な問題が起こるのは教員に対する尊敬と権威がなくなっているから。権威がなくなることにより自覚がなくなる 先生は親を見てしまう。首長だと違う立場でしっかりものが言える生徒と同じ目線ではなく先生は「師匠」にならなくてはならない。県は教員にもっと威厳を持たせてほしい
湖西市	もっと教員に自由度を与えることが必要。まかせてほしいと思う
沼津市	クレーム対策の観点で何か考えているか
焼津市	焼津の子どもは地震、津波等に備えても憂いが増えている もっと子どもを安心させたい。県も連携して取り組んでほしい
河津町	社会教育、生涯学習、歴史・文化や伝統を守る施策に教育予算を
静岡市	チーム木苗教育長に対する期待の大きさを感じた とりわけ義務教育で現場の声を聞いた上での施策をお願いしたい 18歳参政権に対する教育長の考えを聞かせてほしい
県教育長	文部科学省、総務省がテキストを作成中。県教育委員会としても対応していく。若い人を後押ししてあげる。今が大事 この会も今日が出発点。情報発信をしながら、いい意味での信頼関係を築いていきたい

(件名)

静岡県教育情報化推進ワークショップ2015

(教育政策課)

1 目的

静岡県情報化基本計画「ふじのくにICT戦略」及び静岡県教育情報化推進基本計画(第2期計画)に基づき、市町と県の関係者が、情報化社会に対応できる教育の推進や、教育事務の効率化、デジタル教材等の活用などに焦点を当て、組織の枠を越えた情報交換の場を設け、県や市町の教育委員会だけでなく、首長部局との協働によりICTの安全・安心な利活用等の観点からも相互に連携・協力し、教育の情報化を推進する。

2 概要

- (1) 開催名 静岡県教育情報化推進ワークショップ2015
- (2) テーマ ICTを活用した魅力ある授業づくりを目指して
- (3) 日時 平成27年8月25日(火) 午後1時から4時30分まで
- (4) 会場 静岡県職員会館 もくせい会館 富士ホール(静岡市葵区鷹匠3-6-1)
- (5) 参加者 国、県、市町職員及び県内教職員(私学含む) 100名程度
- (6) 主催 企画広報部情報統計局情報政策課と教育委員会教育政策課との共催
- (7) 内容

【基調講演】

「教育の情報化に関する文部科学省及び佐賀県の取組について」
文部科学省生涯学習政策局情報教育課 専門職 下村 昌弘 氏

【講演】

「教育の情報化に関する掛川市の取組について」
掛川市教育委員会学校教育課 指導主事 柴田 勝明 氏

「教育の情報化に関する御殿場市及び御殿場市立原里小学校の取組について」
御殿場市教育委員会学校教育課 指導主事 長澤 広志 氏
御殿場市立原里小学校 教諭 富樫 敬一郎 氏

【模擬授業】

「ICT機器紹介及び模擬授業」 遠鉄システムサービス株式会社

- (8) Windowsクラスルーム圏域包括プログラムの紹介(日本マイクロソフト株式会社)
※「Windowsクラスルーム圏域包括プログラム」
同一地域(都道府県)の複数の教育委員会が、整備計画の情報を集めてグループで申し込むことにより、ICT機器の運用管理などのノウハウ提供や整備コストを軽減することができる地域オリジナルメニューの提案などをWindowsクラスルーム協議会に参加する各社から受けられるプログラム。
- (9) ICT機器展示(遠鉄システムサービス株式会社他)
授業で活用可能なタブレット端末、協働学習用ソフトウェア他を展示予定

(件名)

第 2 回しずおか型コミュニティ・スクール推進会議

(義務教育課)

1 事業の目的

静岡県内の地域の実情に応じた「地域とともにある学校づくり」を実現するため、有識者や県内コミュニティ・スクール推進地域（磐田市、御前崎市、富士市）の代表による、しずおか型コミュニティ・スクール推進会議を開催する。

2 日時

平成 27 年 7 月 8 日（水）午前 10 時から正午まで

3 参加者

- ・会長 静岡大学教授 山崎保寿
- ・副会長 常葉大学講師 仲田康一
- ・静岡県PTA連絡協議会 会長 川崎秀和
- ・富士宮市立貴船小学校 学校支援地域本部コーディネーター 佐藤くみ子
- ・コミュニティ・スクール推進地域の教育委員会担当者（磐田市・御前崎市・富士市）
- ・CSディレクター（御前崎市、富士市）

4 内容

- (1) 概要説明（国の動向、県の事業の報告等）
- (2) 御前崎市の実践発表
- (3) 協議
 - ・コミュニティ・スクール指定に至るまでの準備について
 - ・成果と課題について

5 主な意見

(1) 御前崎市の実践発表について

- ・学校支援地域本部の取組から、コミュニティ・スクール指定までの様子
- ・総合的な保幼小中連携（スクラムスクールプラン）、生涯学習（シニアスクール）等と絡めながらの具体的な取組状況
- ・CSディレクターの活動内容等

(2) 各委員から

- ・コミュニティ・スクール指定に至る過程を、学校現場や地域へいねいに説明することが不可欠である。その理念等を教職員が理解できるよう、働き掛けることが重要である。
- ・御前崎市のように学校支援地域本部から発展して、コミュニティ・スクールになる形もある。文部科学省でも、両者の連携例は取り上げられている。
- ・コミュニティ・スクールの成果を急いでもいけないが、予算獲得のために適切に見極めて、市民、学校現場等へ広く伝えることが必要である。上手に広報していくことも重要である。
- ・いろいろな組織が連携することで、組織力が向上し、チームとしての学校の機能が上がる。様々な人が学校現場へ関わることで、教職員のスキルアップにもつながる。特別支援の児童・生徒を始め、子どもたちが落ち着いてきたという報告があった。

6 今後の予定

- (1) 第 3 回で報告の素案を検討し、第 4 回でまとめて、県内へ広報する予定である。
- (2) 10 月後半に県外視察、11 月 2 日（月）にフォーラムを行う計画である。

第2回県立青少年教育施設等安全対策委員会報告

(社会教育課)

1 目的

三ヶ日青年の家指定管理期間2年目に入った現指定管理者の安全管理体制構築状況を確認するため、海洋活動事前指導及び緊急対応について、マニュアルに沿った行動ができているかを確認する。

2 日時

平成27年7月14日(火) 午前10時30分から午後4時

3 場所

静岡県立三ヶ日青年の家 研修室2 ハーバー等

4 参加者

安全対策委員会委員(教育次長、教育委員会関係課長、危機管理関係課長、青少年教育施設等所長)、教育委員、外部評価委員会委員、三ヶ日青年の家所員

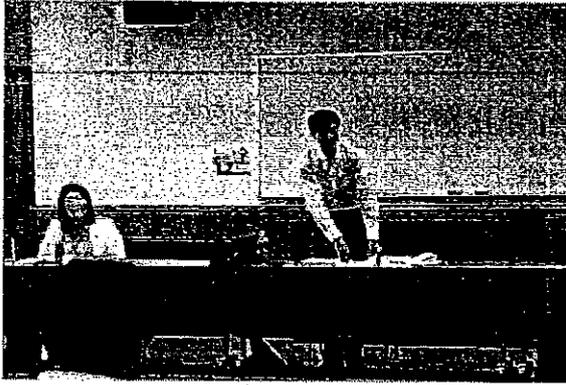
5 訓練内容

以下の事項について、マニュアルに基づき作成した安全体制構築状況確認表により、所員の行動がマニュアルに沿った適切なものであるか確認した。

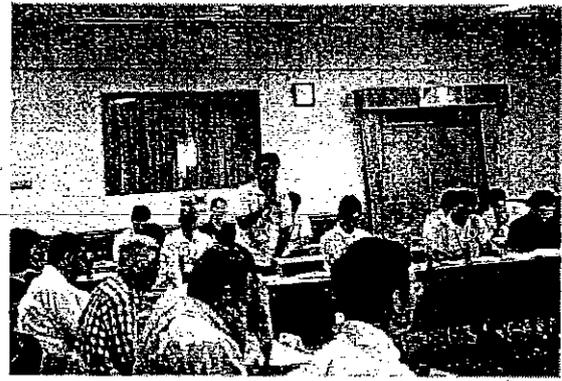
- (1) 利用団体へのカッター活動事前指導(事故を未然に防ぐための対応)
- (2) 体調不良者多数発生によるカッター漕艇不能時の乗員搬送及び天候急変によるカッター曳航(事故が発生した際の対応)

6 確認結果

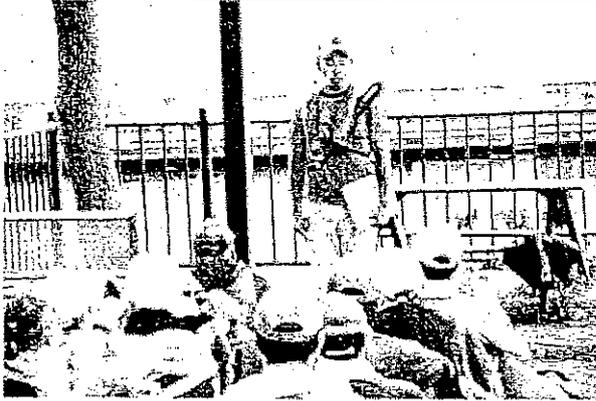
- ・ 前回の安全対策委員会が出された指摘には適切な対応がなされており、現在検討中のものについては次回の安全対策委員会で報告を受け対応する。
- ・ 所員の利用団体へのカッター活動前指導は、説明や指示が明確でわかりやすく、指導力が向上している。
- ・ 活動前の団体指導者と所員による協議では、気象状況や乗船人数の情報共有を行った他、活動中や事故発生時における団体指導者の役割が明確にされ、安全に活動を進める体制がより確かなものになった。
- ・ 緊急事態発生後の所員間の連携がよく取れており、2艇のカッター乗員を救助する手順や方法は安全で適切であった。また、カッターの曳航も安全に行われた。
- ・ 熱中症を防ぐため、実施規準の見直しや水分補給のきまりを定めるとよい。
- ・ 説明内容を精選した指導手順や、海洋活動における所員配置体制等について検討し、マニュアルに反映させるとよい。
- ・ 今回の安全対策委員会が出されたその他の意見等については、次回委員会において対応を確認する。



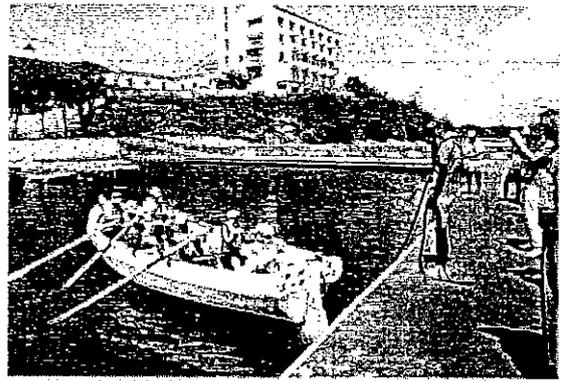
教育次長あいさつ



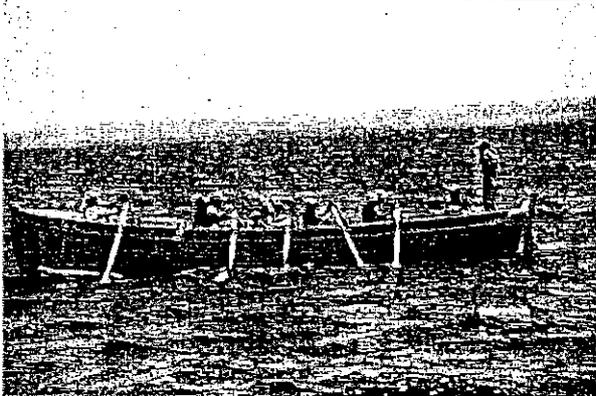
指摘事項への対応について所長の説明



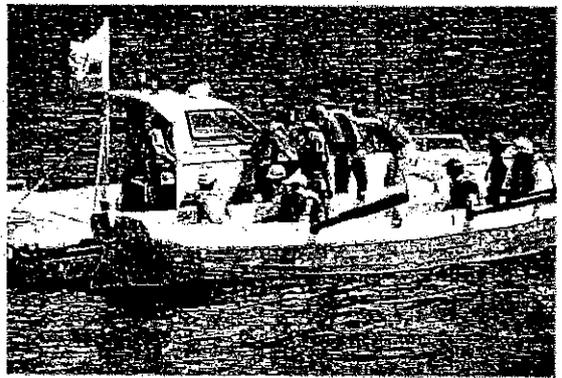
主担当（青年の家所員）によるカッター活動前の全体指導



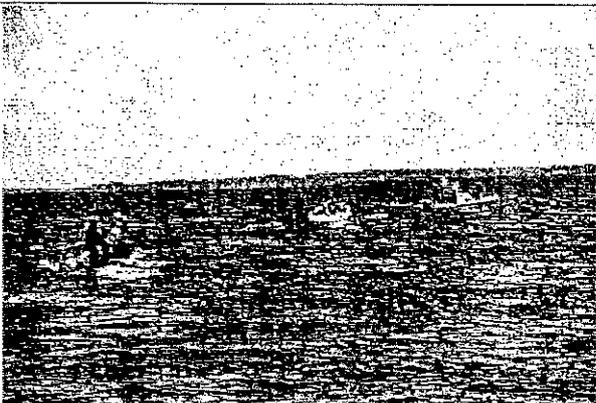
カッター艇長（青年の家所員）による漕ぎ方指導



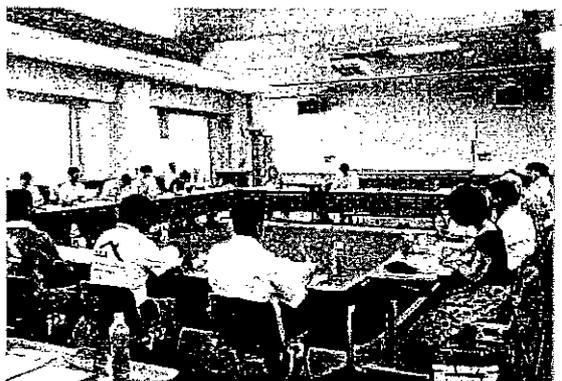
ハーバー外での活動



救助艇をカッターに接舷し、船酔い者をピックアップ



救助艇により、カッターに乗員を乗せた状態で曳航（後方から監視艇で安全性を確認しながら追尾）



訓練の様子について協議

(件名)

静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を改正する規則の制定

(文化財保護課)

1 改正理由

「静岡県行政手続条例」第33条第2項が改正されたことに伴い、別紙のとおり静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則様式第2号及び第4号を改正するとともに、文化財保護法（以下、「法」という。）と整合を図るため、その他の様式内の表記を一部改正する。

2 改正内容

(1) 「静岡県行政手続条例」改正等に伴う様式の改正

様式	改正内容
様式第2号 様式第4号	様式中に「4 指示の根拠及び理由」を明記

(2) その他の改正

様式	根拠	改正内容
様式第3号	法第93条第2項	様式内の「指導」を「指示」に改正
様式第3号の2	法第94条第2項	様式内の「指導」を「協議」に改正
様式第7号	法第96条第8項	様式内の「指導」を「指示」に改正
様式第7号の2	法第97条第2項	様式内の「指導」を「協議」に改正
様式第10号	法第102条	様式内の「鑑定」を「鑑査」に改正

3 施行期日

公布の日から施行する。

静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を改正する規則

静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則（平成12年静岡県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「3 指示事項（別紙による）」を 「3 指示事項（別紙による）」に改める。
4 指示の根拠及び理由（別紙による）」

様式第3号中「指導事項」を「指示事項」に改める。

様式第3号の2中「指導事項」を「協議事項」に改める。

様式第4号中「3 指示事項」を 「3 指示事項」に改める。
4 指示の根拠及び理由」

様式第7号中「指導事項」を「指示事項」に改める。

様式第7号の2中「指導事項」を「協議事項」に改める。

様式第10号中「鑑定」を「鑑査」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている届出書は、改正後の静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の相当の様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。